令和５年度東京都障害者スポーツクラブ振興事業の特例措置について

昨年まで、新型コロナウイルス感染症の影響のため、日頃のクラブの活動に支障をきたしてきたと存じます。

５月８日以降、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが変更されますが、今年度についても下記のとおり、一部の特例措置を引き続き継続しますので、ご確認をお願いします。

不明な点は、お問い合わせください。

記

【事務費】 一般の事務費（上限10,000円）の他に、事務費（衛生管理用品費）を認 める。

事務費（衛生管理用品費）の上限は設定しないが、必要な範囲内とし、 助成限度額内とする。

※団体が所有・管理するものについては、経費として認める。

例：手指消毒液・フェイスシールド・非接触型体温計など

※個人的に使用するものは経費として認めない。

例：個人（会員）に配る消毒液、マスクなど

※昨年まで特例措置としていた【活動人数】や【写真】については、既定のとおりとい たしますので、ご注意ください。（記入要領・記入のポイントを確認のこと）

問合せ先　　東京都障害者総合スポーツセンター　サービス推進課

　　　TEL　03-3907-5631 FAX　03-3907-5613